

質問書に対する回答2

件名) 首都圏中央連絡自動車道 神崎大栄舗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	設計図 1/7 4/9工事用道路計画図(2)	設計図 1/7 4/9工事用道路計画図(2)において、圏央道つくば牛久ICからつくばJCT資材置場のルートが緑線で記載されております。 図面について、一部の緑線が重複しており、往路と復路の判別がつきにくい箇所があります。(ルートNo. 5、No. 6等) 往路と復路が判別できる形の図表等を提示していただけないでしょうか。	往路(JCT資材置場→つくば牛久IC)については、9→12→13→15→16→5→1→2 復路(つくば牛久IC→JCT資材置場)については、3→4→6→8→7→11→14→10 を想定しています。
2	設計図 1/7 4/9工事用道路計画図(2) 特記仕様書 P21 17-1	特記仕様書P21 17-1において、支給材料(PuL・0.30・0.30及び防護柵4mビームA種)をつくばJCT資材置場から運搬すると記載されております。 設計図 1/7 4/9工事用道路計画図(2)にある、圏央道つくば牛久ICからつくばJCT資材置場の運搬ルートの中で、ルートNo. 9、No. 10、No. 12は大型車通行禁止の標識が存在しますが、当初計上として支給材料運搬については大型車を使用せず、クレーン装置付トラック4t積2.9t吊車両にて計上されていると考えてよろしいでしょうか。 また、つくばJCT資材置場の出入口及び出入口前の道路幅員が狭くなっておりますが、車両総延長9m程度のロング車両は出入可能でしょうか。	ルートNo. 9、No. 10、No. 12は先行する別工事にて大型車両の通行を可能とする協議を実施しています。 なお、支給材料運搬についてはクレーン装置付トラック4t積2.9t吊車両にて計上しております。 また、つくばJCT資材置場の出入口及び出入口前の道路については、車両総延長9m程度のロング車両は出入可能です。
3	設計図 1/7 6/9工事用道路計画図(4)	設計図 1/7 6/9工事用道路計画図(4)において、矢ロプラント敷地から稲敷東ICのルートが緑線で記載されております。 このルートを見る限り、矢ロプラント敷地から稲敷東ICへの往路のみ記載されていると読み取れますが、この工事では稲敷東ICから矢ロプラント敷地への復路は使用せず、設計図 1/7 7/9工事用道路計画図(5)に記載のある神崎ICまたは下総ICから矢ロプラント敷地へのルートを使用すると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりに考えください。
4	設計図 1/7 7/9工事用道路計画図(5)	設計図 1/7 7/9工事用道路計画図(5)において、矢ロプラント敷地から工事用道路B.C.D.Eのルートが緑線で記載されております。 図面について、一部の緑線が重複しており、往路と復路の判別がつきにくい箇所があります。 (工事用道路B.C.Dへのルート拡大図内の道の駅付近のルート、及びその他緑線が重複しているルート) 往路と復路が判別できる形の図表等を提示していただけないでしょうか。	工事用道路B出入口へのルートについては、29→12→10→18→22→23→24→35 工事用道路C出入口へのルートについては、29→12→10→18→22→23→25→36 工事用道路D出入口へのルートについては、29→12→11→26→27→28→37 工事用道路E出入口へのルートについては、29→13→17→30→33→34→38 を想定しています。
5	設計図 1/7 7/9工事用道路計画図(5)	設計図 1/7 7/9工事用道路計画図(5)において、矢ロプラント敷地から工事用道路B.C.D.Eのルートが緑線で記載されております。 図面のルート No. 14、No. 15、No. 16、No. 21、No. 32について、このルートの必要性及び用途が読み取れません。 このルートの用途をご教示願います。	図面のルート No. 14、No. 15及びNo. 21については、つくばJCTからの支給材運搬ルートで使用します。 (つくばJCT→つくば牛久IC→神崎IC→11→21→14→15→下総IC) また、図面のルート No. 16、No. 32についても、つくばJCTからの支給材運搬ルートで使用します。 (つくばJCT→つくば牛久IC→下総IC→16→32→34→38)

6	設計図 1/7 8/9工事用道路計画図(6)	設計図 1/7 8/9工事用道路計画図(6)において、矢口プラント敷地から工事用道路F及び下総ICのルートが緑線で記載されております。運搬ルートの中で、ルートNo. 12、No. 13、No. 14とNo. 9の一部には、大型車通行禁止の標識が存在しますが、当初計上として材料運搬については大型車を使用せず、最大積載量4t以下の車両にて考えていますでしょうか。また、図面のルート No. 1、No. 2、No. 3、No. 4、No. 7、No. 8、No. 10について、このルートの必要性及び用途が読み取れません。このルートの用途をご教示願います。	ルートNo. 12、No. 13、No. 14とNo. 9の一部は、大型車両の通行を可能とする協議を実施しています。また、図面のルート No. 1、No. 2、No. 3、No. 4、No. 7、No. 8、No. 10はつくばJCTからの支給材運搬ルートで使用します。(つくばJCT→つくば牛久IC→下総IC→7→8→10)
7	設計図 1/7 6/9工事用道路計画図(4)～9/9工事用道路計画図(7)	設計図 1/7 6/9工事用道路計画図(4)～9/9工事用道路計画図(7)に記載されている運搬ルートについては、全て仮設プラントで混合したアスファルト混合物の運搬で使用するかと考えてよろしいでしょうか。また当初計上として、各々のルートについての対応している施工範囲が設定されていましたら、その考え方と設定をご教示願います。	運搬ルートはそのとおりにお考えください。また、各々のルートに対応している施工範囲は、貴社の施工計画に基づきお考えください。
8	設計図 1/7 8/9工事用道路計画図(6)	設計図 1/7 8/9工事用道路計画図(6)において、記載されてはませんが、工事用道路Fの北側(本線STA. 73付近)及び南側(本線STA. 97付近)に圏央道本線からの入場口が存在します。当工事にて、これらの入場口を使用することは可能でしょうか。また当初計上として、これらの入場口を使用することを見込んでいますでしょうか。	設計図 7/7 交通規制工の図面に示すとおり、本線出入口として使用します。また当初計上として見込んでおります。
9	設計図 1/7 6/9工事用道路計画図(4)～8/9工事用道路計画図(6)	設計図 1/7 6/9工事用道路計画図(4)～8/9工事用道路計画図(6)において、矢口プラント敷地から各々の工事用道路及びICを経由して、施工範囲へアスファルト混合物を運搬することを想定していると読み取れます。施工手順として、本線土工部の高耐久上層路盤・基層・表層を施工する前段階では、現在設置されている仮設ネットフェンス及びガードレールは撤去し、置き型の仮設防護柵に切り替えることになると見込まれます。その際、高耐久上層路盤・基層・表層のアスファルト混合物の供給については、本線上の舗装施工箇所直近の任意の箇所に出入口を設定し、施工箇所にアクセスできると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりにお考えください。
10	特記仕様書P31 22-1	特記仕様書P31 22. 部分引渡し及び部分使用に関する事項 22-1 部分引渡しの表において、神崎IC(浄向川第一橋A2橋台)～下総ICの引渡し時期は令和8年3月下旬と記載があります。また、稲敷東IC～下総IC(成田跨線橋A1橋台)の引渡し時期は令和9年1月下旬と記載があります。上記の区間を重ねると、浄向川第一橋A2橋台～成田跨線橋A1橋台の間が重複しております。浄向川第一橋A2橋台～成田跨線橋A1橋台の間の引き渡し時期は令和8年3月下旬、または令和9年1月下旬のどちらであるか、ご教示願います。	ご確認のあった浄向川第一橋A2橋台～成田跨線橋A1橋台の区間のうち、2車～4車すり付け部、車線シフト部及び施工ステップ模式図(3/7)に示すステップ4において施工するI期線改良部については、令和8年3月の「高第1橋A1橋台～下総IC間4車線化完成」の際に部分引渡しを実施します。一方、当該区間のうち、令和8年3月に引渡しを受けた箇所以外については、令和9年1月の「全線4車線化完成」の際に部分引渡しを実施します。